

知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第12号

知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県規則第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="145 618 458 665">[略]</td><td data-bbox="458 618 770 665">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 665 458 763">浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）</td><td data-bbox="458 665 770 763">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 763 458 907"><u>公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例（平成11年岩手県条例第64号）</u></td><td data-bbox="458 763 770 907">第8条</td></tr><tr><td data-bbox="145 907 458 1005">食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）</td><td data-bbox="458 907 770 1005">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 1005 458 1052">[略]</td><td data-bbox="458 1005 770 1052">[略]</td></tr></table>	[略]	[略]	浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）	[略]	<u>公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例（平成11年岩手県条例第64号）</u>	第8条	食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）	[略]	[略]	[略]	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="834 618 1147 665">[略]</td><td data-bbox="1147 618 1460 665">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="834 665 1147 763">浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）</td><td data-bbox="1147 665 1460 763">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="834 763 1147 907">食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）</td><td data-bbox="1147 763 1460 907">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="834 907 1147 1052">[略]</td><td data-bbox="1147 907 1460 1052">[略]</td></tr></table>	[略]	[略]	浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）	[略]	食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]																		
浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）	[略]																		
<u>公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例（平成11年岩手県条例第64号）</u>	第8条																		
食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）	[略]																		
[略]	[略]																		
[略]	[略]																		
浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）	[略]																		
食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）	[略]																		
[略]	[略]																		
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例（令和8年岩手県条例第5号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則による改正前の知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第1の規定に基づく書面の保存については、なお従前の例による。